

《 研究ノート 》

中国におけるファイナンスリースの現状と課題

—陳彬律師へのインタビューから—

楠元純一郎

一 はじめに

中国において、ファイナンスリースは設備融資の一つの重要な手段であり、製造業の発展、設備の輸出入、中小企業融資等の機能を具備しており、産業と融資が融合する典型的な領域でもある。いわゆる先進国においても、ファイナンスリースは企業設備融資の主な手段であり、その重要性は銀行融資に次ぐものと思われる。他国と同様、現在の中国では、ファイナンスリースはサプライヤー（メーカーおよび販売会社）にとって、資金力が十分でないユーザー（賃借人）のために設備等の賃貸を行なうリース会社に対する有効な販売ツールとなっている。また、スキーム次第ではあるとはいえ、資金回収リスクを低減することも可能である。

他方、銀行の預貸比率の高さと国有銀行の伝統的なリスク回避指向を背景に、中小企業が銀行融資を受け難い場合において、資金を捻出するため、既存設備を売却した後も当該設備を使用し続け、代わりにその買主に使用料を支払うというリースバックのケースも散見される。すなわち、中国では資金調達の一手段としても、ファイナンスリースの意義が認められているといえる。

二 ファイナンスリース業界の発展

1981年、「第一家中外合弁ファイナンスリース会社（中国東方リース有限公司）」の設立により、ファイナンスリースが正式に中国に誕生した。当時、外資と海外の先進設備を導入することで、初期の段階から、その市場はかなり拡

大したが、その発展とともに、理念または税制上の問題などにより、業界自体のリスクも高くなっていった。1990年代に入ると、債務不履行の問題に直面し、業界全体はいったん整理縮小の状態に陥った。その後、1996年から2006年までは、業界に関する法整備が着実になされていった。

たとえば、1999年には「契約法」が施行され、ファイナンスリースがそのなかの一章として特別に規定され、また、2000年には「金融リース公司管理弁法」が施行され、さらに、2004年には、外商投資ファイナンスリース会社と内資系ファイナンスリース会社の設立が認められた。そのため、2007年以後は、ファイナンスリース業は再び急速に発展し始めたのである。

そして、業界の発展秩序を整備するため、2011年12月に商務部は、『商務部の「十二五（第12回目）の5年計画」期間中ファイナンスリース業界の発展を促す指導意見』を公布し、ファイナンスリース業の融資機能に高い評価を与え、今後の発展に期待する姿勢を見せた。それに基づき、商務部は2013年に施行された「ファイナンスリース企業監督管理弁法」（以下、「監督弁法」という）において、ファイナンスリースの定義を再度明確にした。それによれば、「ファイナンスリース」とは、賃貸人（レッサー＝lessor＝リース会社）が賃借人（レシー＝lessee＝ユーザー）の選択に基づいてリース資産を購入し、賃借人に提供して使用させ、賃借人は賃貸人にリース料を支払う取引行為を意味する。

現在では、銀行・証券市場・ファイナンスリース（特に中小企業向け）が、中国企業の三つの主要な資金調達手段となっている。

三 ファイナンスリース業界の現状

2014年末において、中国のファイナンスリース会社はおよそ2200社であったが、2015年末にはおよそ4500社にまで激増した。その内訳として、金融リース系は49社であり、また、内資系は191社、外資系はおよそ4300社である。その原因として考えられるのは、2015年4月、中国の四大自由貿易実験区において、ファイナンスリース会社の設立に対し、その審査方法が認可制から届出制

に変更されたことである。

また、今年（2016年）になって、「E租宝」というネット金融大手の会社が顧客に対して資金返済不能となったことをきっかけに、幹部数人が違法に公衆の預金を集めたとの疑いで逮捕された。新聞等の報道によれば、以前、当該会社はファイナンスリース会社から債権を買い取り、金融商品を組成し、ネット上で販売を行っており、もともと、ファイナンスリース会社の債権は、一般にリース物件の所有権保留または担保がなされていることから、優良債権とみなされていたところ、当該会社が債権を偽造し、架空の金融商品を販売するなど、非常に悪質な犯罪行為により、中国国内で大きく批判されたため、ネット金融業界のみならず、ファイナンスリース業界自体にも影響を及ぼした。それを受けて、最近では、ファイナンスリース業界に対しても、立入検査またはリース会社設立の厳格化などが見受けられる。

四、中国におけるリースの形態

一般にリースはファイナンスリースとオペレーティングリースに大別される。中国では、銀行ローンと異なり、特別な担保を要しない資金調達手段として、ファイナンスリースが活用されることが多く、それが主流となっている。とくに近年、ファイナンスリースの一形態として、キャッシュフローの改善を目的に、資金繰りの厳しい企業が既存設備の所有権をいったんリース会社へ売却後、ただちに同設備のリースを受けるリースバックが増加傾向にある。

他方、オペレーティングリースについては、レシーにとって、オフバランス（つまり、貸借対照表上に計上されない）効果があり、上場企業や航空会社が活用する例が多く見られる。ただし、オペレーティングリースは流通税（たとえば、不動産取得税のように財産の権利移転への課税）の負担が相対的に大きいという課題があった。その他、レシーにリースアップ物件の残存価値査定、ノウハウ等が求められ、かつ、中国では中古物件の流通市場が整備されていないなどの問題があり、現状、オペレーティングリースはそれほど浸透していない。

また、リースによる販売は、主に自社でリース会社を運営する「自社経営型」と、リース会社と提携する「ベンダーファイナンス型」とに分けられる。建設機械はユーザーの約9割が資金力に乏しい個人事業者であり、リース条件が差異化の要素となりうる。したがって、「中聯重工」や「コマツ」・「クボタ」などの建設機械メーカーは「自社経営型」を軸に販売を行っており、同時にリース事業から生まれる金融収益も自社の収益に取り込んでいる。一方、建設機械メーカーの中には、リスク分散なども企図して、「自社経営型」と「ベンダーファイナンス型」を併用する企業も少なくない。

五、中国におけるリース会社の概要

企業種類	認可部門	法律根拠	設立要件
金融系ファイナンスリース会社	中国銀行業監督管理委員会	『金融リース会社管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令2014年第3号）	銀行等が設立するファイナンスリース会社。最低資本金1億元（または相当額の外貨）。
内資系ファイナンスリース会社	商務部と税務総局	『ファイナンスリース業務の従事に関連する問題についての通達』（商建発[2004]560号）	当局の事前審査が必要であり、最低資本金として1億7000万人民元を設立当時、実際に納付することが必要。
外商投資ファイナンスリース会社	商務部および下級部門	『外商投資リース業管理弁法』（商務部令2005年第5号）	最低資本金1000万ドルが必要。

中国のリース会社は、根拠規定や監督官庁などによって「金融系」、「内資系」および「外資系」の三つのタイプに大別される。前述の通り、「外資系」が全体の8割以上を占めている。

中国におけるファイナンスリース企業の種類

ファイナンスリース企業の取扱可能業務（「監督弁法」による）

ファイナンスリース企業の取扱可能業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直接リース、転リース、リースバック、レバレッジドリース、委託リース、提携リース等のファイナンスリース業務。 2. リース業務と関連するリース資産の購入、リース資産の残余価額処理、保守、リース取引のコンサルティング・担保、第三者機関の売掛債権の譲渡、リース保証金の受取主管部門の批准を経たその他の業務。
ファイナンスリース企業に対する禁止事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 預金の吸収、貸付の実行、貸付の受託実行等の金融サービス。 2. 関連部門の批准を経ずにインターバンク取引業務に従事すること。 3. ファイナンスリースの名義で違法な資金収集活動を展開すること。

以上の表の要点をまとめると次のとおりである。

1. 「金融系」「内資系」「外資系」で一定の棲み分けがなされている。
2. 「金融系」の多くは、母体行のネットワークを通じて、契約金額が大きい国有・大企業向け案件のほか、航空機や船舶などの大型物件の案件獲得に注力している。また、母体行の融資代替の性格も帯びている点が特色である。
3. 「内資系」には、財務コストの低減を目的にグループファイナンスを実施するリース会社のほか、製販事業をサポートする目的で設立されたメーカーの資本を背景とするリース会社も存在する。近年では、後者のタイプが増加傾向にある。
4. 「外資系」には、「金融系」「内資系」と異なり、リース事業を本業として単体で実施するために設立された企業が多い。したがって、とくに「外資系」にとっては、従来、増値税（中国国内において、物品の販売、補修役務の提供等に適用される税であり、最高税率は17%である。製造業の場合を例に挙げると、実際の税額は、原材料を調達するために支払われた増値税である当期仕入税額（仕入金額×増値税税率）を、製品を販売するときに支払わなければならない増値税である当期販売税額（販売金額×増値税

税率) から控除したものとなる) の控除の有無がビジネスを展開するうえで重要であり、増値税の問題の少ない建設機械や医療機器などの取扱いが従来、顕著である。

5. 現在、リース業界を巡る税制改正などを背景に、「外資系」が生産設備を手掛けるケースが増加傾向にある。ただし、「外資系」にとって、地場企業の与信判断は容易ではなく、それに慎重な企業も散見される。

六. 中国におけるファイナンスリースの課題

自動車市場において、一部のサプライヤーは「自社経営型」または「バンダーファイナンス型」により、すでにリースによる販売を手掛け始めており、今後、さらなる拡がり期待され、法規の整備および法的手続の整理が非常に重要となっている。

中国の中堅・中小企業に目を向けると、銀行融資を受け難い状況が続いており、資金調達手段としてのリースへの潜在需要は相当高いと考えられる。レッサーが十分な信用情報を得難いという問題もあるものの、設備自体の抵当等、担保登記等手続が完備しつつあり、今後、中堅・中小企業におけるリースの活用が期待されている。

七. 中国の金融特区

天津市は2012年8月から、まずは天津東疆保税港区に限定したファイナンスリース貨物の輸出税金還付政策を中国全国に先行して試行するなど(2014年10月1日から全国に拡大)、これまでファイナンスリースに対する独自の取組みを図ってきた。

また、2015年1月28日、天津市人民政府は、「天津市のファイナンスリース業発展を加速することに関する実施意見」(津政弁発〔2015〕2号)(以下、実施意見という)を公布し、「ファイナンスリース等の特定金融サービス業」を天津市の重点産業分野と位置付け、今後の天津市におけるリース業の健全かつ持続的な発展を図っている。

当該実施意見は、「行政サービスの向上」、「リース契約の権利保護体制構築」、「金融面のサポート」および「仲介機構・産業協会の活用」の計4分野、27項目から構成されている。内容には、すでに上海自由貿易試験区などにおいて開放が進んでいる項目も数多く含まれるが、天津市独自の取組みもみられる。

そのなかでも、リース物件登記公示制度の整備が法律面の支持もあって注目されている。天津市では、契約当事者の権利保護を図るべく、リース物件の所有権帰属を照会できる体制構築を進めており、各情報プラットフォームを利用した登記・公示照会システムの構築が図られることとなっている。

最後に、以下の表は「天津市のファイナンスリース業発展を加速することに関する実施意見（津政弁発〔2015〕2号）」をまとめたものである。

No.	推進項目	内容
1	賃貸人の所得権保護	リース物件の所有権登記、情報開示の公示について、天津において調査を行うことを義務化。
2	人民銀行企業信用システムへの接続推進	人民銀行の企業信用システムのデータに接続することにより、相手企業の信用情報等を把握することができるようになる。
3	動産融資統一登記プラットフォームの活用	「中征動産融資統一登記プラットフォーム」（「人民銀行征信中心」（Credit Reference Center / 人民銀行により2006年3月設立）と天津濱海新区政府により2011年12月に設立された「中征動産投資服務有限公司」が運営する情報登記公示システム。詳細はHP 中登網 www.zhongdengwang.com を参照）にてファイナンスリース物件の登記、リース料等の売掛金への抵当、譲渡登記を義務化。
4	市場主体信用情報公示システムの活用	当該情報公示システムを通じて動産抵当登記情報の調査が可能に。
5	クロスボーダー保証業務	対外保証を差し入れる場合の外管局における事前審査は不要。
6	外貨建て資本金の自由換金	濱海新区にて設立された外資系ファイナンスリース会社に対し、外貨建資金の自由転換ができるようになる。

※本稿は2015年12月11日に上海明庭律师事务所で行った、陈彬律师〔現在、北京中銀（上海）律师事务所所属〕へのインタビューに基づくものである。

—くすもと じゅんいちろう・法学部教授—